

○附属機関等の会議の公開等に関する要綱（平成18年2月13日告示第7号）

○附属機関等の会議の公開等に関する要綱

平成18年2月13日告示第7号

附属機関等の会議の公開等に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、長浜市情報公開条例（平成18年長浜市条例第17号）第27条に定める附属機関等の会議の公開の運用について必要な事項を定めるものとする。

(対象とする附属機関等)

第2条 対象とする附属機関等は、次のとおりとする。

- (1) 地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、法律又は条例の定めるところにより設置される附属機関
- (2) 附属機関に準ずるものとして、規則、要綱等に基づいて設置される機関(行政機関や関係団体等との間で連絡調整、協議等を行う会議等は含まない。)

(公開又は非公開の決定)

第3条 附属機関等の会議は、長浜市情報公開条例第7条各号に掲げる情報に該当すると認められる場合及び会議を公開することにより公正かつ円滑な議事の運営及び審議に支障が生じると認められる場合を除いて公開するものとし、会議の公開又は非公開の決定は、当該附属機関等の長がその会議に諮って行うものとする。

2 附属機関等の長は、会議を公開しないことを決定した場合は、その理由を明らかにしなければならない。

(会議の開催の周知)

第4条 附属機関等は、公開の会議を開催する場合、次の事項を記載した会議開催案内を作成し、長浜市広報に掲載するとともに開催当日の1週間前までに、市政情報コーナーに掲示し、市政記者クラブに案内を提供するものとする。ただし、会議を緊急に開催する場合は、この限りでない。

- (1) 附属機関等の名称
- (2) 開催日時
- (3) 開催場所
- (4) 議題(会議の一部を非公開とする場合は、非公開とする議題及び理由を含む。)
- (5) 傍聴者の定員
- (6) 傍聴の手続
- (7) 問い合わせ先

(公開の方法等)

第5条 附属機関等の会議の公開は、会議の傍聴及び会議結果の閲覧により公開する。

2 附属機関等の会議の傍聴は、傍聴を希望する者に、当該附属機関等の長が当該会議の傍聴を認めることにより行う。

3 公開する会議においては、次の事項について留意するものとする。

- (1) 傍聴を認める定員をあらかじめ定めることとし、会場に一定の傍聴席を設ける。この場合において、傍聴を希望する者が定員を超えたときは、先着順により傍聴を認める者を決定する。
- (2) 会議が円滑に運営されるよう、あらかじめ傍聴に係る遵守事項を定めるとともに、傍聴を認めた者に周知し、会場の秩序の維持に努めることとする。

4 公開した会議の結果については、議事録又は会議概要を作成し、会議資料とともに市政情報コーナーに備え付け閲覧に供するものとする。

(非公開会議の会議概要の公開)

第6条 非公開とした会議については、会議終了後、公開した会議に準じて、可能な範囲で開催状況を周知し、会議概要等の公表に努めるものとする。

附 則

この要綱は、平成18年2月13日から施行する。